一般競争入札公告（再度公告）

下記のとおり一般競争入札に付しますので公告します。

記

1　入札事項

吸収式冷温水発生器過流探傷検査業務　一式

2　入札方法

上記１の業務について入札に付する。

なお，落札の決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

3　業務期間　契約締結日の翌日～平成２５年５月３１日

4　競争参加資格

（１）独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。

（２）契約担当役等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（３）文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成２４年度に関東甲信越地域の「役務の提供等」の「A」，「B」，「C」及び「D」の等級に格付けされているものであること。

5　入札関係書類配布場所及び日時

国立新美術館ホームページからダウンロードすること又は国立新美術館４階庶務課会計担当係で本日より平成２５年２月４日まで配布する（ただし，土日祝日を除く。配布時間は，午前１０時００分から午後６時までとする。）。

6　入札執行場所

平成２５年２月８日（金）１１時００分　国立新美術館４階会議室

7　提出書類

（１）平成２４年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）の資格審査結果通知書（写し）

（２）参考見積書

8　入札保証金及び契約保証金

免除する。

9　入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及びその他文部科学省発注工事請負等契約規則第１１条第１項各号に揚げる入札書は無効とする。

10　契約条件

国立新美術館が提示する仕様書及び契約書（案）によるものとする。

11　その他

詳細は，入札説明書を参照すること。

平成２５年１月２５日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立新美術館長　　青　木　　保

入 札 説 明 書

１　件　　名

吸収式冷温水発生器過流探傷検査業務　一式

２　入 札 方 法

落札者の決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する金額を加算した金額（１円未満の端数がある時は，少数点第１位を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

３　競争参加資格

（１）独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。

（２）契約担当役等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（３）文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成２４年度に関東甲信越地域の「役務の提供等」の「A」，「B」，「C」及び「D」の等級に格付けされているものであること。

４　入札の無効

入札公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

５　入札の条件

（１）別添「競争加入者心得」のとおりとする。

（２）郵便による入札は認めない。

６　契約の条件　　別紙契約書（案）のとおり。

７　業務期間　　契約締結日の翌日～平成２５年５月３１日（金）

８　契約の種類　　役務提供契約

９　請求書の送付先及び連絡先

国立新美術館庶務課会計担当係

１０　入札の日時及び場所

平成２５年２月８日（金）１１時００分　国立新美術館　４階会議室

１１　提 出 書 類

（１）文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）認定通知書の写し・・・１部

（２）参考見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

なお，上記各書類を平成２５年２月６日（水）１８時００分までに国立新美術館４階庶務課会計担当係へ提出すること。

１２　そ　の　他

別紙「仕様書」によること。

なお，本契約条項又は別紙仕様書について疑義があるときは，平成２５年２月５日（火）１８時００分までに上記９（e-mail：kaikei@nact.jp）あてにe-mailで質問すること。

入　　札　　書

入 札 事 項　　吸収式冷温水発生器過流探傷検査業務　一式

入 札 金 額　　金　　円也

仕様書に従って上記役務を提供するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成２５年２月８日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立新美術館長　　殿

〔競争加入者〕　住　所

氏　名

備 考

1　競争加入者の氏名は，法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

2　代理人が入札するときは，競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し，かつ，押印すること。

委　任　状

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立新美術館長　　殿

委任者〔競争加入者〕
所　在　地
商　号　等
職　氏　名　　印

私は，　　を代理人と定め，下記に掲げる権限を委任します。

記

1　平成２５年２月８日に国立新美術館において行われる吸収式冷温水発生器過流探傷検査業務一式に係る一般競争入札に関する一切の権限

2　受任者（代理人）の使用印鑑

【代理委任状の参考例１：支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合】

委　任　状

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立新美術館長　殿

委任者〔競争加入者〕
所　在　地　東京都千代田区○○７－２２－２
商　号　等　○○株式会社
職　氏　名　代表取締役　○○○○　　印

私は，下記のものを代理人と定め、下記に掲げる権限を委任します。

記

1　見積及び入札に関する件
2　契約締結及び履行に関する件
3　保証金納付及び還付請求並びに領収に関する件
4　契約物品の納入及び取り下げに関する件
5　代金請求及び領収に関する件
6　その他契約に関する一切の件
7　上記権限の範囲内において復代理人選任に関する件

委任期間　　平成　　年　　月　　日から
　　平成　　年　　月　　日まで

受任者　所　在　地　東京都港区○○７－２２－２
　　商　号　等　○○株式会社
　　職　氏　名　○○支店長　○○○○

受任者（代理人）の使用印鑑

委　任　状

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立新美術館長　殿

委任者〔競争加入者〕
所　在　地
商　号　等
職　氏　名　　印

私は，下記のものを代理人と定め、下記に掲げる権限を委任します。

記

1　見積及び入札に関する件
2　契約締結及び履行に関する件
3　保証金納付及び還付請求並びに領収に関する件
4　契約物品の納入及び取り下げに関する件
5　代金請求及び領収に関する件
6　その他契約に関する一切の件
7　上記権限の範囲内において復代理人選任に関する件

委任期間　　平成　　年　　月　　日から
　　平成　　年　　月　　日まで

受任者　所　在　地
商　号　等
職　氏　名

受任者（代理人）の使用印鑑

【代理委任状の参考例２：支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合】

委　任　状

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立新美術館長　　殿

委任者〔競争加入者の代理人〕
所　在　地　東京都港区○○７－２２－２
商　号　等　○○株式会社
職　氏　名　○○支店長　○○○○　　印

私は，○○○○を○○株式会社代表取締役○○○○（競争加入者）の復代理人と定め，下記に掲げる権限を委任します。

記

１　平成　　年　月　日に国立新美術館において行われる○○○○○に係る一般競争入札に関する一切の権限
２　受任者（復代理人）の使用印鑑

委　任　状

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立新美術館長　　殿

委任者〔競争加入者の代理人〕
所　在　地
商　号　等
職　氏　名　　印

私は，　　を　　（競争加入者）の復代理人と定め，下記に掲げる権限を委任します。

記

1　平成２５年２月８日に国立新美術館において行われる吸収式冷温水発生器過流探傷検査業務一式に係る一般競争入札に関する一切の権限

2　受任者（復代理人）の使用印鑑

競争加入者心得

（趣旨）

1．　国立新美術館で発注する契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱については、独立行政法人会計規則に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（競争加入者の資格）

2．　一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第５条及び第６条の規定に該当しない者であって、分任契約担当役国立新美術館長が競争に付するつど別に定める資格を有するものであること。

（入札）

3．　競争参加者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟知し現場確認の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは関係職員に説明を求めることができる。

（代理人）

4．　競争参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

5．　競争加入者は、独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第５条及び第６条の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

（入札場の自由入退場の禁止）

6．　入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札参加職員」という。）及び 18. の立会い職員以外の者は入場することができない。

7．　競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

8．　競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書又は競争参加資格者名簿に登載した旨の通知書（写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

9．　競争加入者又は代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することはできない。

１０．　入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退場させるものとする。

１１．　入札場において、公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合したものは、入札場から退去されるものとする。

（入札書の提出）

１２．　競争加入者は、入札場において配布される入札書用紙により入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び入札件名を表記し、入札執行場所に提出しなければならない。

１３．　代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名、（法人にあっては、

その名称若しくは商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

１４．　競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

１５．　競争加入者又は代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消をすることができない。

(競争入札の取りやめ等)

１６．　入札関係職員は、競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を校正に執行できない状況にあると認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(無効の入札)

１７．　次の各号の１に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

①一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

②指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書

③請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名、入札金額の記載のない入札書

④競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない入札書又は判然としない入札書

⑤代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない、又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されるものを除く。）

⑥請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書

⑦入札金額の記載が不明瞭な入札書

⑧入札金額の記載を訂正したもので、その訂正についての印の押していない入札書

⑨公正な価格を害し又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

(開札)

１８．　開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(落札者の決定)

１９．　有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と契約の相手方とする。

(再度入札)

２０．　開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札

がないときは、再度の入札を行うことがある。

（同価格の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

２１．　落札となるべき同価格の入札を者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

（契約書の作成）

２２．　契約書を作成する場合においては、落札者は、分任契約担当役から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、分任契約担当役が合理的と認める期間）に契約書の取り交しを行うものとする。

２３．　落札者が、22. に定める期間に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

（請書等の提出）

２４．　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、22. に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を提出しなければならない。ただし、分任契約担当役がその必要がないと認めて指示した時はこの限りではない。

（異議の申立）

２５．　入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

契　約　書（案）

件　名　吸収式冷温水発生器過流探傷検査業務　一式

金　額　金　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　円）

発注者独立行政法人国立美術館分任契約担当役国立新美術館長　青木　保と請負者　　との間において，上記業務（以下「業務」という。）について，上記の代金額で次の条項により契約を締結するものとする。

（目的）

第１条　請負者は別紙仕様書に基づいて，業務を行うものとする。

（業務期間）

第２条　業務期間は，契約締結日の翌日から平成２５年５月３１日までとする。

（業務完了通知書）

第４条　請負者は業務を完了したときは，業務完了通知書を国立新美術館庶務課会計担当係に送付すべきものとする。

（請負代金の支払い）

第５条　代金は１回に支払うものとし，請負者は業務完了後，請求書を国立新美術館庶務課会計担当係に送付すべきものとし，発注者は請求書を受理した日の翌月末までに支払うものとする。

２　前１項の請求金額に含まれる消費税額及び地方消費税額は，消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき，請負代金額に１０５分の５を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第６条　契約保証金は免除する。

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第７条 約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は，約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ，当該未支払金額に対し年３．１％を乗じて計算した金額を支払わなければならない。ただし，その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は，特に定めない限り，当該事由の継続する期間は，約定期間に算入せず，又は，遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

（損害賠償）

第８条　請負者は，その従業員の責に帰すべき事故等により発注者に損害を与えたときは，発注者に対し賠償の責を負う。

（契約の不履行）

第９条　発注者は，契約の不履行が発生し書面による改善要求をした場合は当該不履行分の支払を行わないものとする。

（契約の解除）

第１０条　発注者は，次の各号に該当する事由が生じたときは，この契約を解除することができる。

一　請負者が正当な理由なく，この契約の全部又は一部を履行しないとき。

二　この契約の履行について，請負者に不正・不当な行為があったとき。

三　請負者が，この契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

四　前各号のほか，請負者がこの契約に違反したとき。

２　前項により契約を解除する場合には，発注者は請負者に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず，この契約の期間中，発注者又は請負者のいずれかの都合によりこの契約の全部又は一部を解除しようとするときは，１ヶ月前までに文書をもって相手方へ通告をするものとする。

（談合等の不正行為に係る違約金等）

第１１条　請負者は，この契約に関して，次の各号の一に該当するときは，契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一　請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し，又は請負者が構成員である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより，公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して，同法第４９条第１項に規定する排除措置命令又は同法第５０条第１項に規定する納付命令を行い，当該命令又は同法第６６条第４項の審決が確定したとき。ただし，請負者が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として，請負者がこれを証明し，その証明を発注者が認めたときは，この限りでない。

二　公正取引委員会が，請負者に対して独占禁止法第７条の２第１３項又は第１６項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三　請負者（請負者が法人の場合にあっては，その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は，発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において，発注者

がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3　請負者は，この契約に関して，第１項の各号の一に該当することとなった場合には，速やかに，当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（紛争処理）

第１２条　この契約について，発注者請負者間に紛争を生じた場合は，双方協議の上，これを解決するものとする。

（機密の保持）

第１３条　発注者及び請負者（その代理人及び使用人を含む。）は，業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

なお，本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし，業務上，特に必要な場合で，相手方の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（その他）

第１４条　この契約に定めのない事項について定める必要がある場合は，発注者請負者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため，この契約書を２通作成し，発注者請負者は記名押印の上，双方で各１通を所持するものとする。

平成●●年●月●日

発注者　東京都港区六本木７－２２－２
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立新美術館長　　青　木　　保

請負者

仕　様　書

1　概要

本作業は，独立行政法人国立美術館国立新美術館（以下「当館」という。）の空調用熱源機器として使用している吸収式冷温水発生機が使用開始後６年以上経過し，機内のチューブ（伝熱管）の硬質スケールの付着，チューブの劣化が懸念されるため，薬品洗浄及び劣化状態の検査を行い，冷凍能力の低下を防止し，かつ，機内の機密不良による故障の発生を未然に防ぐことを目的とする。

2　対象設備及び作業内容

（１）対象設備

吸収式冷温水発生機　RH-1　１台（詳細は，別紙内訳１を参照すること。）。

（２）使用薬剤

洗浄剤（ガードクリーン 3125：260kg）

同上添加剤（ガードクリーン NF：30kg）

中和剤（か性ソーダ：100kg）

（数量は冷却水・冷温水の保有水量より算定）

（３）作業手順

① 段取り・養生

冷却水配管を取外し後，仮設配管・循環用プール及び廃液仮置き場を設営すること。

② 漏洩試験

仮設配管及び循環プールに水を充填後，ポンプ試運転を行い，漏洩が無いことを確認すること。

③ 薬品洗浄作業

洗浄剤及び添加剤を循環プールに投入し，洗浄後，中和剤を用い中和処理を行うこと。

④ チューブ毛ブラシ洗浄

水室開放後，チューブ内部を毛ブラシで洗浄すること。

⑤ 過流探傷検査

探針（プローブ）により熱交換チューブの減肉度を計測すること。

※ 減肉か基準値を超えているチューブは閉止処置を施すが，多数の場合は今後の処置を協議すること。

⑥ 廃液抽出作業

中和後の廃液を回収すること。

⑦ 配管復旧

水室内部に防錆塗装を施工後，配管及び水室を復旧すること。

（４）留意事項

① 作業前後の運転データを測定し，過流探傷試験結果と共に報告書として提出するこ

と。

② 整備後に正常に運転することを確認すること。確認の際，今回の対象作業以外の部品等に劣化が認められた場合は，当館担当者に報告し，作業報告書に記載すること。

③ 機器の運転，停止は中央監視装置又は現場の手元スイッチにより行い，かつ，操作をすること。全機器を一斉に停止すると保管庫・展示室等の温湿度が急激に変動する恐れがあるため，原則１台ずつ停止して作業を行うこと。

④ 作業中は請負者の作業員１名が中央監視モニター前に常駐し，温湿度変動など異常が発生した際には適宜対応すること。

⑤ 作業の実施時期等の詳細については，当館担当者と打ち合わせを行い決定すること。

3　緊急対応について

作業開始から検収が完了するまでの期間，作業機器において緊急対応が必要になった場合には連絡があってから 12 時間以内に現場調査及び応急対応をすること。

4　その他

（1）契約締結後速やかに実施する作業の工程表・入館届出書及び交換品一覧を提出すること。

（2）作業の実施に当たり，関係法令を遵守すること。

（3）本工事における用水・電力については，原則発注者負担とする。ただし，200V 以上の電動機器を使用する場合には必要な申請をし，事前に当館担当者の許可を得ること。許可を得ることが出来ない場合には，請負者が仮設電源を用意すること。

（4）当館担当者の許可なく指定区域外に立ち入らないこと。指定区域外に立ち入る必要性が生じた場合は，必ず当館担当者の許可を得ること。

（5）作業を実施するに当たり，当館担当者からの注意事項を厳守し，当館担当者の指示に従うこと。

（6）作業中に疑義及び，トラブルが発生した場合は，速やかに当館担当者に連絡し，指示を仰ぐこと。

（7）作業時に発生した廃材及び，作業場所の汚れなどは，別途費用を生じることなく請負者が適切に処分及び清掃を行うこと。

（8）請負者の過失により物品，施設，設備等に損害を与えた場合は，請負者が補償すると共に復旧を行うこと。

（9）１日の作業終了後は，当館担当者にその旨を連絡し，作業確認を受けること。
また，作業内容について指定する様式の作業報告書に記載し提出すること。

（10）全作業終了後，作業報告書，写真帳２部を作成し，遅滞なく当館担当者まで提出すること。作業報告書には，保証書，仕様書，取扱説明書（該当する場合）を含むこと。写真は作業前，作業中及び作業後の写真を撮ること。

（11）本仕様書に記載のない事項については，その都度，当館担当者と協議し，適切な業務実施に努めること。

(12) 更新機器は，検収後１年間無償保証をすること。故障が発生した場合は，速やかに対処すること。

(13) 各納入書類は日本語であること。

以　上

別紙内訳1

製造メーカー:株式会社荏原製作所

記　号	名　称	型 式	冷凍能力		電源動力			台数	設置場所
					相	電圧	起動方式		
			USRT	kW	φ	V			
RH-1	直だき吸収式冷温水機 (二重効用)	RCDGH015T	100	352	3	200	直入	1	B1F熱源機械室